

中小企業倒産防止共済制度 申込要領

1. 下記必要書類①～④を、加入希望月末の5営業日前までに、税理士の先生から本組合へご提出ください。

《 必要書類 》 下記4点

①中小企業倒産防止共済契約申込書(申込書左側)

②中小企業倒産防止共済掛金預金口座振替申出書(申込書右側)

- ・ 1枚目[機構行]は振替金融機関で口座確認印の取得が必要です。
- ・ 2枚目[取扱店控]は金融機関に提出してください。

③重要事項確認書兼反社会的勢力の排除に関する同意書

- ・ 3枚目[本人控] (様式⑩104-③) の次のページにございます。

④契約申込確認書兼取扱手数料請求書(裏面参照)

※税理士の先生が申込書記載事項等をご確認いただいたことを証明する書類兼手数料請求書です。上記①～③とご一緒にご提出いただかないと加入受付を進められませんので、ご注意ください。

2. 申込み時に「振込による前納を希望」された場合は書類到着後随時、振込先をご案内いたします。

不備のない書類が本組合に到着してから、3営業日以内に初回掛金の振込先を税理士事務所宛に FAX いたします。申込月内にお振込みいただくよう、ご加入者様へご案内をお願いいたします。

なお、振込による前納をご希望の場合も、必要書類②の金融機関の口座確認印の取得は必須です。

3. 加入受付後、3枚目[本人控]は税理士事務所宛に返送いたします。

〈その他・注意事項〉

※契約締結後の前納、掛金月額変更等の手続き書類は、委託団体である本組合にご提出いただく必要がございます。新規加入時と同様、書類記載事項をご確認いただいたうえで、税理士の先生から本組合へご郵送ください。

※掛金月額を増額する場合、手数料をお支払いいたします。手数料請求書(必要書類④)をご一緒にご提出ください。

※加入資格にご注意ください。

企業形態において医療法人、宗教法人、学校法人等の公益法人、外国会社(外国法に準拠して設立した会社)および生産組合、生活協同組合等の中小企業の組織に関する法律に準拠しない団体はご加入できません。